

社会福祉法人睦会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人睦会の法人業務に伴う役員及び評議員(以下「役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 役員等には、報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会・評議員会への出席
- (2) 役員研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (3) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等)

第3条 前条の(1)の業務の場合は、報酬等として次の定める額を支給できるものとする。

区 分	1日あたりの額
住所地が札幌市近郊にある者	5,000円
その他の者	10,000円

2 前条の(2)、(3)及び(4)の場合は、旅費として「社会福祉法人睦会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理で法人業務のために旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人睦会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附則

この規程は、平成27年10月14日から施行する。

平成29年4月1日から一部変更、追加する。